

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成28年5月10日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 植村 一成
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17アケイ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-2-14 日本ビルディング 3号館3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例

1. 概要

平成28年度税制改正において、療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い一般用医薬品等の使用を推進する観点から、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、特定一般用医薬品等を購入した場合に、その年間の購入額が12,000円を超えるときは、その超える部分の金額（最高88,000円）を所得から控除することができることとなりました。特定一般用医薬品等とは、元来医療用として使われていた要指導医薬品及び一般用医薬品をいい、控除の対象となる特定一般用医薬品等は、租税特別措置法施行令第26条の27の2第2項に規定するもの82種類の成分の、いずれかを有効成分として含有する製剤が該当します。単純に特定一般用医薬品等に該当しても、政令に定めるものに該当しない場合は控除の対象となりませんのでご注意ください。対象となる特定一般用医薬品等の例を挙げますと、ロキソニンS、アレグラFX、コンタック鼻炎Z、イヴA錠など、よくテレビCMなどでも見られるようなお薬もあります。また、「一定の取り組み」とは、①法令に基づく健康診査、予防接種、定期健康診断、特定健康診査または特定保健指導、がん検診が該当します。

この規定は、従来の医療費控除との選択適用であり、比較すると以下の通りとなります。

	従来の医療費控除	医療費控除の特例
対象となる支出	医療費全般（差額ベッド等対象外に注意）	特定一般用医薬品等（政令で定めるもの）
最高限度額	200万円	8万8千円
足切額	課税標準の5% or 10万円	1万2千円

従来の医療費控除では所得が200万円以上である場合には、年間の医療費の合計額が10万円を超えなければ控除ができなかったものの、医療費控除の特例では、年間の支出額が1万2千円さえ超えれば所得控除を受けられることができ、医療費が少なく、10万円を超えなかった場合でもこちらの控除が受けられる可能性があるというわけです。

2. 計算例及び有利判定

例えば、医療費控除の対象となる支出額15万円のうち、9万円が特定一般用医薬品等、7万円がそれ以外の支出だとすると、控除額はそれぞれ以下の通りとなります。（課税標準は200万円を前提とする。）

$$\left[\begin{array}{l} \text{従来の医療費控除: } (90,000\text{円} + 70,000\text{円}) - 100,000\text{円} = 60,000\text{円} \\ \text{医療費控除の特例: } 90,000\text{円} - 12,000\text{円} = 78,000\text{円} \end{array} \right]$$

このように、医療費全体の合計額が多くとも、医療費控除ではなく足切額の低い医療費控除の特例を選択した方が、控除額が大きくなるケースも出てきます。

この有利判定ですが、その年中に購入したスイッチOTC薬が従来の医療費と医療費控除の特例両方の対象となると仮定した場合、以下の数式で判定することができます。

$$\left[\begin{array}{l} \text{特定一般用医薬品以外の医療費} > \text{課税標準} \times 5\% - 12,000\text{円} \cdots \text{従来の医療費控除が有利} \\ \text{特定一般用医薬品以外の医療費} < \text{課税標準} \times 5\% - 12,000\text{円} \cdots \text{医療費控除の特例が有利} \end{array} \right]$$

3. まとめ

前述の通り、医療費全体の合計額が少額であっても、特定一般用医薬品等を12,000円以上購入した場合、医療費控除の特例を適用することができます。ただし、お医者様に行かれている場合は、ほとんどの場合が従来の医療費控除のほうが有利だと思います。

なお、この規定は健康診断などの一定の取組を行った場合に適用できるものですので、ご自身のお体の調子確かめる本来の意味と、医療費控除の特例を適用できるようにしておくためにも健康診断を受けられてはいかがでしょうか。また、相続税のご心配をされている方であれば、ご自身の健康管理をさせていただき、長生きして頂くことで多くの相続税対策を実行することが可能です。普段お元気な方もこの機会にご自身の健康状態と向き合ってみてください。